

ようこそ

Expatria
Mobility Redefined

すべての駐在員管理サービスを、
ワンストップで!

パンフレットはこちら



+91-95991-98950

お問い合わせください

enquiry@expatria.in

YOKOSO
07

2025 JULY VOL. 126

無料



毎月1回1日発行 2025年7月1日 発行第12巻第7号 北インド版

夏が主人公

FORMULA GROUP
Mobility Managed.®

www.formulaindia.co.jp



マナン・アガルワル

manan.agarwal@krayman.com



菅原久子

hisako.sugawara@krayman.com



ラジニッシュ・クマール

rajnish.kumar@krayman.com



松田博司

日本公認会計士
hiroshi.matsuda@krayman.com

GSTにおけるインプット・サービス・ディストリビューター (ISD) の理解

背景

ビジネス環境が日々変化する中、企業は複数の州にわたって事業を展開し、多くの支店や事業所を管理するケースが増えています。

その中で、業務効率やコスト最適化を目的として、法務・専門サービス、ITサポート、マーケティング、人事などの基幹業務を本社などに集約して調達する方法が一般的となっています。

しかし、この中央集約型の調達方法には、GST(物品・サービス税)制度上の重要な課題があります。

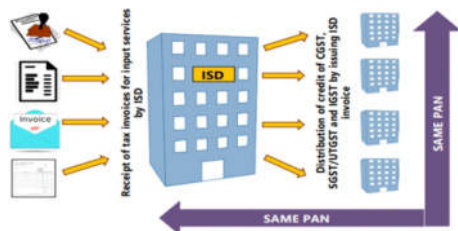
それは、中央で調達したサービスにかかる仕入税額控除(ITC)を、実際にそのサービスを利用した各拠点に対して、どのように適切かつ効率的に配分するかという点です。

この課題に対応する仕組みとして、インプット・サービス・ディストリビューター(ISD)の制度が導入されました。これは、旧サービス税制度下で初めて採用され、現在のGST制度においても一部の改良を経て継続されています。

法的には、2017年中央物品・サービス税法(CGST法)第2条第61項において、ISD(インプット・サービス・ディストリビューター)は次のように定義されています：

「仕入サービスに関する税請求書を受領し、それに基づく仕入税額控除(ITC)を、同一のPAN(納税者番号)を有する支店・事業所に配分する、財またはサービス(またはその両方)の供給者のオフィス」

この制度により、中央で取得したサービスに係るITCを、適切に各拠点に配分することが可能となります。



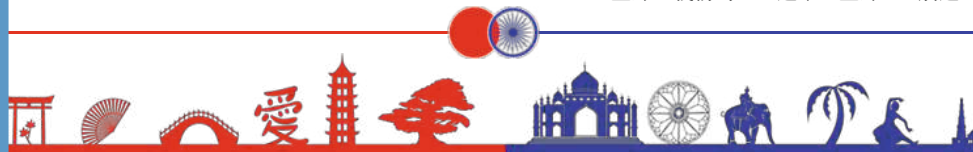
ISD(インプット・サービス・ディストリビューター)の主な特徴

- ISDは財やサービスの供給を行う事業体ではありません。
その役割は、仕入サービスに関する税額控除を関係拠点に配分することに特化しています。
- ISDとしての登録は、売上高にかかわらず別途必要です。
通常のGST登録とは別に、ISD用の登録が求められます。
- ISDが配分できるのは、仕入サービスに係る仕入税額控除(ITC)のみです。
物品の仕入れや固定資産(資本財)に関するITCは配分対象外となります。

GSTにおけるISD(インプット・サービス・ディストリビューター)登録について

● 別途かつ義務的な登録

2017年 中央GST法(CGST法)第24条に基づき、ISDとしての登録は義務的かつ通常の登録とは別途



で必要とされています。

すでに通常の納税者としてGST登録を行っている企業であっても、ISDとしての個別登録を別途取得しなければなりません。

●登録手続き

ISDの登録申請は、通常のGST登録と同様に「GST REG-01」フォームを使用して行います。ただし申請時には、「登録の区分」欄で「インプット・サービス・ディストリビューター (Input Service Distributor)」を明確に選択する必要があります。

GSTにおけるISDの申告および請求書発行

●月次申告義務 (GSTR-6)

ISD (インプット・サービス・ディストリビューター) は、受領した仕入税額控除 (ITC) およびその配分内容を明記した月次申告書「GSTR-6」を提出する義務があります。

- 提出期限: 翌月13日まで

この申告により、各拠点に分配されたITCが、相手側の電子納税記録 (GSTR-2B等) に反映されます。

●ISDインボイス (ISD請求書) の発行

ISDは、同一のPANを持つ支店や事業所にITCを分配する際、「ISDインボイス (ISD請求書)」を発行する必要があります。

このインボイスにより、配分が正式に記録され、各拠点でのITC計上が可能となります。

ISDによる仕入税額控除 (ITC) の配分ルール

2017年中央GST法 (CGST法) 第20条およびCGST規則第39条において、ISDによる仕入税額控除 (ITC) の配分方法とその条件が定められています。

●配分の時期

- ISDは、仕入税額控除を受領した月内に、適切に配分を行う必要があります。

●適格・不適格の区別

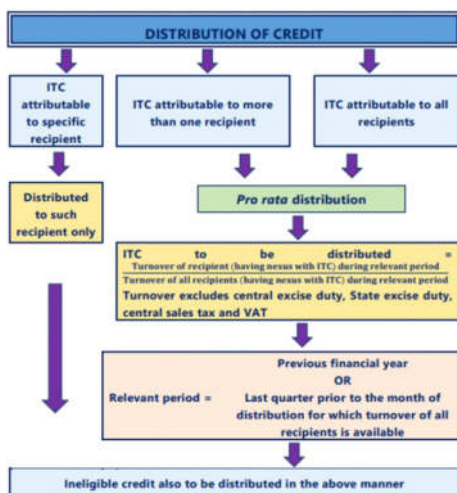
- ISDは、適格なITC (仕入税額控除の対象となる分) と、不適格なITC (対象外の方) を明確に区別し、報告しなければなりません。

●配分の方法

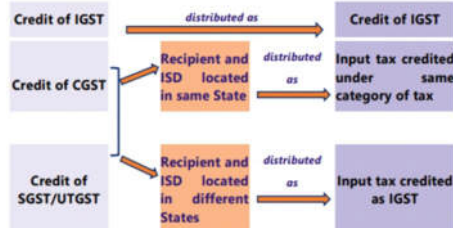
- サービスの利用が特定の拠点に帰属する場合:

→ その拠点に対して全額を配分

- サービスの利用が複数の拠点にまたがる場合:
 - 各拠点の売上高 (Turnover) に応じて按分 (比例配分)



Manner of Distribution of Credit by ISD



ISD制度導入における主な課題

GST制度におけるインプット・サービス・ディストリビューター (ISD) の仕組みは、サービスに関する仕入税額控除 (ITC) を効率的かつ正確に各拠点へ配分することを目的としています。

しかし、実務上の導入・運用にはさまざまな課題が伴います。

1. 管理業務の複雑化

ISDの導入により、関係部門の事務処理・調整業務が

大幅に増加します。具体的には以下の対応が求められます：

- ISDの対象となる仕入サービスの継続的な追跡と把握
- 請求書が正しいGSTIN番号およびISD登録名義で発行されているかどうかのベンダー確認と調整
- 通常の請求書とISD用請求書の処理を明確に区別するため、会計チームへの適切な教育・トレーニング

2. コンプライアンスコストの増加

ISDを導入するには、以下のような追加コストが発生します：

- ISDとしての別途登録手続き
- 会計・ERPシステムの対応や改修
- 税務・法務の専門家への継続的な相談・サポート費用

3. 会計処理・帳簿管理上の混乱

ISDはGST上、独立した納税単位として扱われるため、通常の事業部門との混同が生じやすく、以下のよう
なリスクが伴います：

- 仕訳や会計処理における取引の誤分類
- ITC配分ミスによる税額計算の不整合
- 決算期におけるITCの突合や帳簿整合が煩雑になる

これらの誤りやずれが生じた場合、GST法に基づく誤申告や不適切な控除と見なされ、罰則や追徴課税の対象となる可能性があります。

戦略的意義：ISDがビジネスの推進力となるととき
堅牢な社内体制と中央集約型の調達モデルを有する企業にとって、ISD（インプット・サービス・ディストリビューター）制度は、単なる制度的義務を超え、戦

略的な資産として機能する可能性があります。

ISDの適切な活用により、次のような効果が期待されます：

- 各拠点間での仕入税額控除（ITC）の円滑な流通が実現
- クロスチャージ（部門間請求）に起因する社内紛争の回避
- GST制度におけるコンプライアンス要件との高い整合性の維持

これにより、税務ポジションの最適化や、将来的な監査対応への備えとしても大きな効果を発揮します。

結論

GST制度におけるISD（インプット・サービス・ディストリビューター）制度は、制度設計としては技術的に堅固である一方で、運用面においては高い事務負担と管理コストを伴う仕組みです。

現時点では、制度の適用対象や効果が限定的であり、中小規模の企業にとっては、その運用負荷が導入メリットを上回るケースも少なくありません。

しかしながら、業務プロセスの集約化が進んでおり、内部統制やコンプライアンス体制が整っている大企業にとっては、ISD制度は有効かつ戦略的なツールとなります。

適切に導入・運用されれば、仕入サービスにかかる税額控除（ITC）を最大限に活用し、税務効率と法令遵守の両立を実現することが可能です。

クレイマンに関しまして：KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザリーファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザリー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士（CPA）、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。

